

令和8年第3回東浦町議会定例会

＝ 一般質問通告一覧 ＝

令和8年9月4日・7日
東 浦 町 議 会

令和 8 年第 3 回東浦町議会定例会
一般質問通告一覧表 令和 8 年 9 月 4 日(金)・7 日(月)

日	順	開始時間	質問議員	質問事項
4 日 (金)	1	9 時10分	秋葉富士子 (P. 5)	1 大規模災害に備えて 2 子どもの睡眠について
	2	10時10分	前田明弘 (P. 9)	1 町内の小学校英語教育の現状と課題について伺います。 2 町内小学校の登下校の現状と課題について伺います。
	3	11時10分	間瀬元明 (P. 11)	1 石浜・生路にも資源ごみステーションを！ 2 大人気の於大公園！東浦っ子を優先に 3 早く開通して藤江線！
	4	13時00分	北野興地 (P. 15)	1 町民の命を守る防災対策について 2 不登校支援の充実について
	5	14時00分	杉下久仁子 (P. 21)	1 非核・平和都市としての理念継承と平和行政の推進について 2 超過勤務時間の解消に向けた取組の進捗状況は 3 ハラスメントの根絶と未然防止で住民サービス向上を
	6	15時00分	森靖広 (P. 25)	1 町施設の管理運営と指定管理者制度の活用について 2 町職員の適正な労働時間管理とメンタルヘルス対策について
7 日 (月)	7	9 時10分	赤川操恵 (P. 33)	1 不登校児童生徒の学びの支援について 2 ごみステーションの環境改善と家庭系ごみの減量目標達成にむけて
	8	10時10分	間瀬宗則 (P. 37)	1 名古屋半田線、知多刈谷線の道路工事の現況は！ 2 住民参加による「災害時電源ネットワークづくり」の推進を！
	9	11時10分	久松純志 (P. 41)	1 本町のまちづくりで都市基盤整備に求められているものとは。
	10	13時00分	山下享司 (P. 43)	1 主要地方道「名古屋碧南線」の橋梁架け替え工事の進捗について 2 不登校児童・生徒に温かい支援を。

	11	14時00分	山田眞悟 (P. 47)	1 副首都法は歓迎できるものかどうか町の見解を求めます。 2 町長の政策指針「東浦町をアップデート！～ここから、未来へ～ ロードマップ」の進展について、順調良く進んでいるのか伺います。 3 稲を食い荒らすジャンボタニシの駆除とコメ収穫被害救済補助を求めます。
	12	15時00分	大川晃 (P. 49)	1 資源ごみ盗難防止対策について～町民の協力で集められた資源を守るために～ 2 高齢者エアコン設置補助事業の成果検証と支援対象の拡充について

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 秋葉 富士子

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 大規模災害に備えて

2026(令和8)年7月28日16時27分頃に熊本県熊本地方の深さ16kmでマグニチュード7.1(暫定値)の地震が発生し、熊本県宇城市及び氷川町で震度7を観測しました。この地震による地震活動域で、震度1以上を観測した地震が500回以上発生するなど、予断を許さない状況が続いています。また、被害の全容はまだはっきりとわかっていませんが、住宅被害や断水、交通網の寸断等により住民生活に大きな支障が出ている状況です。

この大地震を受け、南海トラフ地震など、今後発生が想定される大規模災害に備え、防災・減災対策に緊張感をもって取り組まなければならないと再認識しました。これまでも防災・減災対策に関する一般質問を何回もしてきましたが、特に災害弱者の方々に関すること、避難時に重要な対策について再度確認、提案の質問をいたします。

(1) 福祉避難所の避難体制について

広報ひがしうら2026年8月号によると総合子育て支援センター(うららん)を新たに指定福祉避難所として指定し、町内の公共施設における指定福祉避難所は、勤労福祉会館と合わせて2箇所となりました。

ア. 2021(令和3)年12月発行の東浦町防災マップによると、指定福祉避難所に指定されている勤労福祉会館は、高潮や洪水による浸水の恐れのある地域となっています。このことについて本町の見解を伺います。

イ. 指定福祉避難所が2箇所になったことで住民の避難体制はどのようなものか伺います。

ウ．本町では 2026(令和 8)年 3 月、民間社会福祉施設 5 法人 11 事業所と協定を締結し、平常時から利用している社会福祉施設への直接避難を可能としました。その進捗状況について伺います。

(2) トイレ対策について

本町の避難所のトイレ対策の一つとして、簡易トイレの備蓄をされていますが、避難所だけでなく、在宅避難者、車中泊避難者にとってもトイレ対策は大変重要だと考えます。上下水道の寸断・停電時に仮設も含めた簡易トイレの備蓄活用をさらに広く住民に啓発することを提案しますが、見解を伺います。

2. 子どもの睡眠について

厚生労働省は睡眠・休養分野に関する新たな科学的知見が蓄積されてきたことから、2023(令和 5)年 7 月から「健康づくりのための睡眠指針の改訂に関する検討会」において、睡眠・休養に係る幅広い有識者で議論を重ね、新たに「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」を取りまとめました。その中の睡眠に関する基本事項として睡眠の機能と健康との関係について次のような記載があります。『睡眠は、こども、成人、高齢者の健康増進・維持に不可欠な休養活動です。良い睡眠は、脳・心血管、代謝、内分泌、免疫、認知機能、精神的な健康の増進・維持に重要であり、睡眠が悪化することで、これに関連した様々な疾患の発症リスクが増加し、寿命短縮リスクが高まることが報告されています。(中略) 良い睡眠は、睡眠の量(睡眠時間)と質(睡眠休養感)が十分に確保されていることで担保され、不適切な睡眠環境、生活習慣、嗜好品のとり方及び睡眠障害の発症によりこれが損なわれます。』(引用 厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」)

これらから良い睡眠をとることは世代を問わず健康と密接な関係にあると思われますが、特に生活リズムの基礎を築く子ども時代(0 歳～15 歳ぐらいまで)の睡眠が重要だと考え、以下質問いたします。

(1) 本町では 2026(令和 8)年 3 月、健康増進法に基づき、「第 3 期東浦町いきいき健康プラン 21」を策定しましたが、その中で睡眠についてどのように捉え、具体的な取組をしているのか伺います。

(2) 乳幼児期の睡眠について

ア. 乳幼児期の睡眠についての本町の取組について伺います。

イ. 兵庫県伊丹市では大阪大学大学院連合小児発達学研究科の研究グループが開発した「ねんねナビ」というスマホアプリを活用して、乳幼児の睡眠の改善に向けた取組を始めています。本町でもこのような科学的知見に基づいた取り組みを提案しますが、見解を伺います。

ウ. 幼児期の睡眠確保のための保育園における午睡の取組について伺います。

(3) 小中学生の睡眠について

ア. 「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」によると小学生は9～12 時間、中学・高校生は8～10 時間を参考に睡眠時間を確保することが推奨されています。このための取組について伺います。

イ. 愛知県では公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団への委託事業として愛知県研究開発事業「子どもの睡眠対策に向けた効果的なアプローチ方法の検討」を2021（令和3）年度～2023（令和5）年度に県内の小学校15校の協力で「睡眠教育プログラム」として実施しました。その内容とアンケートを報告したものが「睡眠教育サポートブック」として冊子にまとめられています。（引用 あいち健康プラザ 睡眠教育サポートブック）この「睡眠教育サポートブック」を本町の小中学生の睡眠の取組に活用することについて見解を伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 前田 明弘

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します

質 問 要 旨

1. 町内の小学校英語教育の現状と課題について伺います。

小学校の英語は、文部科学省の学習指導要領改訂により2020年度から必修化されました。小学3・4年生は年間35時間（週1コマ）の「外国語活動」が必修化され、小学5・6年生は年間70時間の（週2コマ）「外国語科」として検定教科書が使われ、通知表で成績（評価）がつくようになりました。5・6年生の教科書の表紙には、NEW HORIZON と書いてあり、言葉の意味は未来に広がる地平線をこえて新たな世界を切り拓いてほしいという願いがこめられています。現在、全国の市町村においては先進的であるさいたま市が独自の英語教育に取り組んでいます。具体的には2016年度から、すべての市立小・中学校で独自の英語教育「グローバル・スタディ」を実施しています。小学校1年生から中学校3年生までの9年間を一貫したカリキュラムの下で、「聞く」「話す」「読む」「書く」4つ技能をバランスよく学び、将来、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かな生きる児童生徒の育成を目指しています。授業では、さいたま市独自の教材を使い、子どもの成長に合わせ、教材も工夫されています。指導体制としては、原則として、複数の教員の指導を実施しています。1～4年生は担任教師＋外国語指導助手（以下「ALT」という。）、5～6年生は担任教師＋グローバル・スタディ科非常勤講師（＋ALT）又はグローバル・スタディ科専科教員（＋ALT）が指導しています。そこで本町の小学校の英語教育について見解を伺います。

（1）小学校3・4年生において、英語の指導は、教育課程の中でどのように位置づけられているか、また目標はどのように設定されているか伺います。

（2）小学校5・6年生において、英語の指導は、教育課程の中でどのように位置づけられているか、また目標はどのように設定されているか伺います。

(3) ALT の活動の方向性について伺います。

(4) 町内小学校の英語指導における教科書は、町で統一されたものか、学校独自で教材を選択しているのか伺います。

(5) 小学校教員の英語教育の技術が重要だと考えますが、英語教育の研修を行うなど、具体的に何か実施しているのか伺います。

2. 町内小学校の登下校の現状と課題について伺います。

町内の小学校の登校時には決められた時間に集合場所に集まります。私の在住している通学団も1年生から6年生の児童は7時40分ぐらいまでには集合しています。7時50分には班長が先頭に立って確認をし、副班長が丁寧に年下の子の様子や動きを見ながら集合場所を出発します。整然と登校している様子を見ると子供達の成長の様子を感じ捉える瞬間でもあります。特に集合場所では早くから通学路を確認をしながら毎日児童に声かけして見える地域のボランティアの方々にはここから感謝の気持ちと人格のすばらしさに頭が下がります。

地域のボランティアの方々のおかげで子どもたちや保護者、地域の方々はとても安心していると思います。そこで今後の児童の登下校の在り方について見解を伺います。

(1) 通学路の基本的な考え方について伺います。

(2) 集団登校がほとんどであると思いますが、個別登校に切り替える考えはあるか伺います。

(3) 地域のボランティアの方々の登下校の見守りについて、継続的な活動が必要と考えますが、本町の見解を伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 間瀬 元明

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 石浜・生路にも資源ごみステーションを！

現在、町による資源ごみの回収は、各住民の方の最寄りのごみステーションでは、金属・ペットボトル、紙・布類などが月2回、プラスチック製容器包装が週1回となっています。

金属・ペットボトルなどについては、役場の回収ステーションで常時出すことができます。

地区においては、昨年度までは森岡コミュニティセンターのみ常時出すことができましたが、今年度より卯ノ里コミュニティセンター、藤江公民館でも常時出すことができるようになりました。

私は、本年第1回（3月）定例会における予算の議案質疑において、資源ごみステーションの件を質問いたしましたが、改めて、現状の確認及び石浜・生路地区への常時出すことができる資源ごみステーションの設置要望を含め、質問いたします。

（1）本年第1回定例会の際は、「拠点回収の設置については、当初から町全体のバランスを考慮し、役場以外では森岡地区、卯ノ里地区、藤江地区への設置を検討していました。」「役場を中心として北側に1か所、西側に1か所、南側に1か所配置することで、どの地区の住民の皆様にとっても資源ごみを出しやすい環境が整えられると考えたものであります。」との答弁がありましたが、当初から4つの地区に設置するとした具体的な根拠を伺います。また、石浜・生路地区には設置されていない現状について、公平性の観点からどのように認識しているか伺います。

（2）本年4月から設置した卯ノ里地区と藤江地区の資源ごみステーションで回収した実績・状況を伺います。また、効果や住民の声などについて、どのような見解を持っているか伺います。

(3) 石浜・生路地区への常時出すことができる資源ごみステーションの設置を要望しますが、現状認識及び課題について、見解を伺います。

2. 大人気の於大公園！東浦っ子を優先に

於大公園は、本年4月にリニューアルオープンし、メディアでも取り上げられるなど、町内外からの来園者でにぎわっていると伺っています。町を始め長年にわたるリニューアル工事に携わった方たちの苦労のおかげであり、東浦町の知名度向上の役割も果たしていると考えられます。特に駐車場は、於大公園の駐車場だけでは不足することもあり、土日祝日は役場の駐車場も利用可能にするなど、様々な対応をされていることと思います。

一方、混雑しすぎてしまうことで、近隣市町にはない「おもしろサイクル広場」は長い待ち時間が発生してしまう状況があるということもあり、利用者の快適な利用と、にぎわいのバランスは難しいものとも考えられます。

また、「ふんすいひろば」については、当初、土日みのみの10時～16時での稼働であったかと思いますが、本年7月から平日も稼働されています。

於大公園の現状や住民の方からの要望なども踏まえ、質問いたします。

(1) 於大公園リニューアル後の来場者数の推移や町内・町外利用者の割合をどのように把握しているか。また、リニューアルの効果をどのように評価しているのか伺います。

(2) 「おもしろサイクル広場」の混雑状況に関する現状認識を伺います。また、町民サービス向上の観点から、町内利用者と町外利用者で利用料金を区分する考えはあるのか、さらには待ち時間の解消に関する見解についても伺います。

(3) 「ふんすいひろば」について、ホームページの利用案内では「稼働時期：5月～9月まで毎日（変更の可能性あり）」とあります。

住民の方からは、子どもの水遊び場として貴重なため、より多くの稼働をしてほしいとの声が私のところにも届いています。利用実態に関する現状認識及び稼働時期に関する見解について伺います。

3. 早く開通して藤江線！

都市計画道路藤江線は、藤江地区の守宮橋の交差点から国道 366 号バイパスまでをつなぐ道路であり、現状は、国道 366 号まで開通していますが、その後、開通はされていない状況です。

藤江地区や生路地区の町南部では、国道 366 号と国道 366 号バイパスをつなぐ道路について、片側一車線が確保されている道路が限られていることから、住民としては利便性向上のため開通が望まれるものであると考えます。

新規の道路開通は、一朝一夕にできるものではなく、日々の積み重ねであることから、用地交渉等、様々な関係者の方との協議を行うなど、難しい業務であると思います。

事業の進捗を確認するとともに、少しでも早い開通を願い、質問いたします。

(1) 国道 366 号から国道 366 号バイパスまでの区間について、道路の概要と、現在取り組まれている用地買収の進捗状況を伺います。

(2) 開通に向けた課題は何か。また、その課題を解決するために町としてどのように取り組んでいるのか伺います。

(3) 現時点で目標としている開通予定年度を伺います。

於大公園マップ



令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 北野 興地

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 町民の命を守る防災対策について

本年7月28日に最大震度7の熊本地震が発生したばかりであり、気候変動に伴う風水害の激甚化や南海トラフ巨大地震等の発生が懸念される中、防災行政のあり方は「非常時への一時的な準備」から「日常における継続的な実践」へと転換が求められています。本年7月6日付けの中日新聞の防災特集『備える』では、行政主導の呼びかけにとどまらず、「防災を日常の習慣にする」ことの重要性が取り上げられています。

防災は災害時だけのものではなく、日常生活の延長として取り組むことが重要であり、その考え方を地域全体へ浸透させることが、地域防災力の向上につながるものと考えます。

そこで、「防災を日常の習慣にする」という視点を地域へどのように浸透させていくのか、本町の取り組みと今後の展望について以下質問します。

(1) ローリングストック（日常備蓄）の普及と習慣化に向けた啓発について

非常食や防災用品を特別に購入・保管する啓発だけでは、期限切れや管理の手間から、防災の習慣化は定着しないと考えます。普段使う食料品や日用品を多めに買い置きし、使った分を買い足す「ローリングストック」は無理なく備蓄を継続する有効な取組であり、日常生活にいかに定着させることができるかが課題だと考えます。

町民に対して、特別ではない「日常の買い物の延長線上で行う備蓄」を定着させるため、スーパーや商業施設、地域店舗と連携した啓発活動の実施状況と今後の計画はあるのか伺います。

(2) フェーズフリー（日常時と非常時を分けない）発想を取り入れた公共施設・まちづくりについて

防災専用の施設や設備は、整備費や維持管理費の負担が大きく、整備には限界があります。そのため、平常時は公園や公共施設、街路備品として町民に利用され、発災時にはそのまま防災機能を発揮する「フェーズフリー」の発想を取り入れた公共施設・まちづくりを進めることが有効です。

ア．町内の公園や公共施設において、かまどベンチやマンホールトイレ、太陽光発電付き外灯など、日常使いと非常時利用を兼ね備えた設備の導入状況を伺います。また、本年5月1日から車中泊避難場所として指定された「高根中央公園」へのマンホールトイレの設置を強く要望しますが、見解を伺います。

イ．今後の公共施設の建て替えにおいて、フェーズフリーの視点を計画段階から盛り込む方針への見解を伺います。

（３）「防災教育・訓練」の日常化と次世代への継承について

年1回の形式的な避難訓練だけでは、災害時に必要な判断力や行動力を身につけることは難しいと考えます。学校教育や地域の日常イベントなどに防災の要素を取り入れ、体験を通じて自然に身に付ける機会を増やしていく必要があります。

また、子どもの頃から防災に親しむことで、家庭や地域へ防災意識が広がるとともに、将来の自主防災組織の担い手育成にもつながるものと考えています。

そこで、若年層や子育て世代が日常のコミュニティの中で自然と防災に関わることができるよう、自主防災組織の活動見直しや若い世代の参画を促進するための支援をどのように進めていくのか、見解を伺います。

（４）地域の「近所付き合い」と日常からの情報発信について

発災直後の助け合い（共助）は、日常的な挨拶や近所付き合いの延長線上にあるものと考えます。また、適切な避難行動につなげるためには、平時からの防災情報に触れる習慣を定着させることが必要です。

ア．町公式LINEや防災アプリなどを通じ、災害時だけでなく日常の天気や身近な地域情報を一体化した「毎日開きたくなる情報発信」の工夫を行っているか、また、最新の町公式LINEの登録者数についても伺います。

イ．屋外拡声子局は、津波警報だけでなく、土砂災害や避難情報、ライフラインに関する情報など、発災後に住民へ必要な情報を迅速に伝達する重要な役割を担っています。さらに、屋外拡声子局については、令和8年度の東ヶ丘地区要望書及び同緒川新田地区要望書や森岡区長さんからは口頭での設置要望が寄せられています。本町では南海トラフ地震による津波だけではなく、台風や大雨による土砂災害の危険も抱えており、災害の種類に応じた情報伝達体制の整備が必要と考えます。

土砂災害警報情報の発表時における土砂災害警戒区域内への住民への情報伝達について、今後どのような体制を整備していく考えか、見解を伺います。

2. 不登校支援の充実について

全国的に不登校の児童生徒数は増加の一途をたどり、文部科学省の調査では過去最多の更新が続いています。これはもはや一過性の問題ではなく、学校教育のあり方そのものを問い直す時期に来ていると感じています。本町においても、例外ではありません。令和8年3月末時点における不登校児童生徒数は213人で、在籍児童生徒に占める割合は約5.2%にのぼっている状況です。特に中学校では7.8%と約13人に1人が不登校となっており、小学校でも前年より増加しています。（添付資料「不登校児童生徒数」等参照）

本町では令和7年度予算において、スクールソーシャルワーカーの増員や校内教育支援センターの設置など、支援体制の強化に取り組んでいただいていることは評価しています。一方で、子どもたちが抱える悩みや背景は多様化・複雑化しており、さらなる不登校支援の充実が求められています。不登校になる理由は児童生徒一人一人異なるものと考えますが、その背景には深刻な悩みや葛藤があり、支援できることはまだまだあると考えます。文部科学省は「誰一人取り残されない学びの保障」を掲げ、多様な学びの場の確保や早期支援の充実を目指しています。

そこで、本町における不登校支援の現状と今後の取り組みについて、以下質問します。

（1）不登校の現状分析について、本町の不登校児童生徒のこれまでの推移を踏まえ、不登校の要因に変化が生じているのか伺います。

（2）早期支援について、小学校段階から不登校傾向が現れている可能性を考慮し、早期に支援を行うことが重要だと考えます。各学校では「欠席が長期間続いてから支

援する」のではなく、「欠席が増え始めた段階」で、どのように支援を実施しているか伺います。

（３）校内教育支援センターについて、昨年度から校内教育支援センターを町内３中学校に設置しています。校内教育支援センターを利用できていない生徒への支援をどのように行っているか伺います。

（４）学校外の居場所づくりについて、不登校児童生徒の支援体制として、本町にはふれあい教室があります。現状として利用人数は少ない状況ですが、これらを踏まえ、ふれあい教室の今後の運営方針について伺います。

（５）今後の支援体制について、現在、約 20 人に 1 人が不登校となっている現状を踏まえ、不登校支援は教育行政だけでなく、福祉・子育て支援を含めた町全体の重要施策であると考えます。今後、不登校の支援体制をより一層拡充させる考えはあるか伺います。

○不登校児童生徒数

単位：児童生徒数（人）割合（％）

年	小学校			中学校			計		
	児童数	全児童	割合	生徒数	全生徒	割合	児童生徒	全児童生徒	割合
2026	104	2,725	3.8	109	1,404	7.8	213	4,129	5.2
2025	97	2,781	3.5	115	1,424	8.1	212	4,205	5.0
2024	98	2,773	3.5	118	1,425	8.3	216	4,198	5.1

※各年3月時点

○校内教育支援センターの状況（上段：実人数、下段：延べ人数）

年	北部中	西部中	東浦中	計
2026	13	4	23	40
	650	545	939	2,134

※3月時点

○ふれあい教室在席児童生徒数

年	児童	生徒	計
2026	4	4	8
2025	3	7	10
2024	2	11	13

※各3月時点

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 杉下 久仁子

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 非核・平和都市としての理念継承と平和行政の推進について

東浦町は1995年に「東浦町非核・平和宣言」を行い、2002年には「日本非核宣言自治体協議会」へ加盟するなど、長年にわたり平和行政に取り組んできた実績があります。

しかし、現在の日本の情勢をみると、憲法9条改憲・自衛隊明記議論の具体化や安保関連三文書に基づく防衛力強化と「反撃能力」の保有、国是とされてきた非核三原則（持たず、作らず、持ち込ませず）の見直しといった平和に関わる大きな政策の転換が進められようとしています。そのような中、危機感を持った個人や市民団体による平和を求めるデモや憲法9条改憲反対の署名活動など、世論の力で政策転換を止めようとする動きがあります。

憲法9条を変える議論や防衛力増強の推進に対し、武力に頼らない平和外交、憲法前文及び9条の平和主義こそが自治体の平和な暮らしの基盤であると考えます。町民の安全と平和を守る観点から、今の情勢に対し、町として「非核・平和宣言」の理念に立った姿勢が求められると考え、次に質問します。

（1）町が非核・平和宣言を行ってきた歴史と、於大公園での被爆アオギリ2世・被爆クスノキ2世の植樹や小学生の広島への国内研修、平和パネル展など、これまでの平和啓発の役割を改めて評価します。

戦後81年が経過し、国際情勢が緊張する今、町が非核・平和宣言に込めた決意をどのように次世代へ継承し、平和行政を推進していくのか、見解を伺います。

（2）非核三原則の堅持と核兵器廃絶に対する町の姿勢

国政において非核三原則の見直しや核共有を肯定するような議論が散見されます。唯一の戦争被爆国として広島・長崎の惨禍を繰り返さないと宣言した本町として、非

核三原則の堅持と核兵器廃絶を国に求めてもらいたいが、見解を伺います。

2. 超過勤務時間の解消に向けた取組の進捗状況は

本年3月議会一般質問において、年間360時間を超える時間外勤務が「常態化」しているとの認識が示されました。職員の健康確保とワーク・ライフ・バランスの推進に向け、その後の具体的な進捗について次に質問します。

(1) 勤務間インターバル制度の導入検討状況

3月議会では「先進事例を参考に導入可能性を検討する」との答弁がありました。その後の調査・検討状況を伺います。

(2) 業務の棚卸しと負担軽減の具体化

式典の挨拶文作成や記者説明会資料など、日常業務に上乗せされた負担の見直しについて進捗を伺います。

(3) 管理職の勤務管理と健康確保

本年1月から導入された庶務管理システムにより、夜10時以降の退庁や休日出勤が繰り返されている管理職の勤務実態は改善されたのか、また、日数、時間数等の客観的に分かる数値もあれば伺います。

3. ハラスメントの根絶と未然防止で住民サービス向上を

本年3月議会の一般質問で、ハラスメントの相談は「現行の相談窓口で十分」との答弁がありました。しかし、全国的には組織のトップや上位者によるハラスメントが原因で職員が萎縮し、内部の窓口だけでは対応が難しい事例もおきています。

ハラスメントがある組織では、相談や申請の処理が遅れたり、担当者が頻繁に変わったりする等、住民の皆さんの生活に直接影響が出る状況にもなり得ます。ハラスメントは職員個人の問題ではなく、住民サービスの質に直結する課題であるという視点が重要と考えるため、横浜市長ハラスメント事案を鏡とした次の点で本町の見解を求

めます。

本年7月30日、横浜市において市長による職員への暴言や「市長室への出入り禁止（出禁）」により、重大なパワーハラスメントが第三者委員会により認定されました。そして、自由に意見を言えない状況や、業務遂行に支障が生じていたことが第三者委員会の報告書から読み取れます。こうした状況は、行政運営の遅れや混乱を招き、住民サービスにも影響が及ぶ可能性が大きいと考えます。

本事案では、記名式のアンケートにより、192名の職員が被害を直接・間接に訴え、問題が浮き彫りになりました。

本町においても、潜在的なハラスメントを放置すれば、職員が安心して業務に向き合えず、結果として住民への対応が遅れ、行政の質が低下するリスクがあります。住民サービスを守るためにも、実態把握のためのアンケート（記名・無記名）を全職員対象で実施すべきと考えますが、町の決断を伺います。

合わせて、横浜市の教訓を活かし特別職も含めた包括的なハラスメント防止条例を制定し、第三者機関による調査を可能とする仕組みを整えることは、行政の透明性を高め、住民の信頼を守るためにも必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 森 靖広

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 町施設の管理運営と指定管理者制度の活用について

令和5年第3回定例会一般質問において、町内スポーツ施設の管理運営に民間事業者の知識や経験を活用するため、指定管理者制度の導入を提案しました。今回は、公共施設の再配置や地域の担い手不足を見据え、今後の管理運営の在り方について改めて伺うものです。

指定管理者制度は、単なる経費削減策ではありません。民間事業者や各種団体の専門知識、運営経験、サービスの工夫を活用し、施設をより安全で使いやすく、町民に親しまれるものにするための選択肢です。町内のスポーツ施設では、予約受付、利用調整、開閉、清掃、安全点検、設備修繕、利用者対応など、多様な管理業務が行われています。これらは職員だけでなく、地域やスポーツ関係団体、地区役員など、多くの方々の協力によって支えられています。

一方、人口減少や高齢化により地域活動の担い手確保が難しくなる中、現在の管理体制を将来にわたって維持できるのか検討が必要です。職員も、限られた人員で多様化・複雑化する行政課題に対応しており、施設管理に必要な人員や専門性の確保が難しくなることも考えられます。また、本町では、公共施設の老朽化や将来の財政負担を踏まえ、更新、複合化、集約化など、公共施設再配置に向けた検討が進められています。

今後、学校、文化、スポーツ施設などが複合化された場合、利用時間や利用者層、責任区分、防犯・防災、設備の保守点検など、管理業務は一層複雑になると予想されます。職員や地区役員だけに委ねず、専門的な人材やノウハウを持つ民間事業者等の活用も検討すべきではないでしょうか。もちろん、指定管理者制度で全ての課題が解決するわけではありません。地域とのつながり、事業者選定、サービス水準、モニタリング、災害対応、指定期間終了後の継続性など、慎重に整理すべき課題があります。

そのため、導入ありきではなく、町直営、業務委託、地域との協働、指定管理者制度について、費用、サービス、安全性、利用促進、職員や地域の負担を比較し、東浦町に最も適した方法を選択する必要があります。持続可能なスポーツ施設の管理運営と、公

共施設再配置を見据えた指定管理者制度の活用について、以下伺います。

＜参考資料１＞

（１）前回の一般質問後の検討状況について、過去の一般質問において、スポーツ施設への指定管理者制度の導入を提案しましたが、その後、庁内でどのような調査や検討を行ったのか伺います。また、当時の答弁から、指定管理者制度の導入に対する町の認識や考え方に変化があるのか伺います。

（２）既存スポーツ施設での試行的な取組について、新しい複合施設の完成を待つのではなく、既存のスポーツ施設を対象として、受付業務、施設管理、スポーツ教室、利用促進事業などの一部を民間事業者等へ委託し、効果や課題を検証してはどうかと考えます。また、複数のスポーツ施設を一括して管理する方法や、指定管理者制度の試行的な導入について検討する考えはあるか伺います。

（３）今後の公共施設再配置や複合施設の整備にあたっては、施設の基本計画や設計を進める段階から、完成後の管理運営方法を検討する必要があると考えます。町直営、業務委託、地域との協働、指定管理者制度について、管理経費だけでなく、利用者サービス、安全性、専門性、地域団体との連携、災害時の対応、継続性などを比較するための判断基準を整理する考えはあるか伺います。また、民間事業者の参入意向や提案内容を把握するため、導入可能性調査やサウンディング型市場調査を実施する考えはあるか、公共施設再配置の進捗を踏まえ、管理運営の基本的な方向性を、どの段階までに決定する考えか伺います。

２．町職員の適正な労働時間管理とメンタルヘルス対策について

町職員の働き方をめぐっては、一部の部署や職員への業務の集中、長時間に及ぶ時間外勤務、管理職を含めた勤務時間の正確な把握、心身の不調を未然に防ぐための職場環境づくりなど、さまざまな課題があります。近年、自治体が担う業務は、福祉、子育て、防災、環境、デジタル化など、多様化、複雑化しています。国や県の新しい制度への対応に加え、災害対応、選挙事務、物価高騰対策など、通常業務と並行して、短期間に集中して取り組まなければならない業務も増えています。また、住民の

皆様から寄せられる相談や要望に対して、迅速かつ丁寧に対応することも求められています。

限られた職員数で、こうした多くの業務に対応する中では、特定の部署や職員に仕事集中し、時間外勤務が長くなることも懸念されます。職員が責任感を持って業務に取り組むことは大切ですが、職員個人の努力や長時間勤務によって行政サービスを支える状態を続けることは、望ましい姿ではありません。職員が心身ともに健康な状態で働き続けることが、安定した行政運営や住民サービスの質を守ることにつながります。

本町では、長時間勤務を抑制するため、午後9時に業務用パソコンを強制的にシャットダウンする取組を行っていると聞いています。また、午後9時以降も業務を行う必要がある場合には、上司の承認を受ける仕組みを設けているとも聞いています。こうした取組は、職員自身が終業時間を意識するとともに、管理職が、なぜ遅い時間まで業務を行う必要があるのか、業務が一部の職員に集中していないか、仕事の進め方や分担に問題がないかを確認する機会にもなると考えます。この取組は高く評価されるものだと思います。さらに、本町が開庁時間及び閉庁時間の変更を試行的に実施している中で、午後4時ごろから夕礼を行い、職員一人ひとりの業務状況や、当日の残業の必要性を確認する取組が行われていると認識しています。これまで実施出来ていなかった良い取組だと考えます。

一方で、パソコンを午後9時に強制終了することや、残業を承認制にすることだけで、業務そのものが減るわけではありません。表面上の残業時間だけを減らすのではなく、業務量や業務内容を把握し、不要な業務の見直し、業務の平準化、職員間の応援体制、適正な人員配置などにつなげることが必要です。また、長時間労働や業務の抱え込みを早期に把握することは、職員のメンタルヘルス不調を未然に防ぐ上でも重要です。職員の適正な労働時間管理と心身の健康を守る職場づくりについて、以下質問します。

<参考資料2、3、4>

(1) 午後9時に業務用パソコンを強制的にシャットダウンする取組はいつから始めたのか伺います。本取組は、長時間勤務や深夜勤務を防止するための一つの手段であると考えます。本取組によって、職員の終業時間に対する意識、業務の優先順位の付け方、管理職による仕事の進捗管理などに、どのような変化が生じたと認識しているのか伺います。また、パソコンを終了させることだけを目的とするのではなく、勤務時間内に業務を終えるための仕事の進め方や業務分担、職場全体の働き方の見直しに、どのようにつなげているのか伺います。

(2) 午後9時以降に業務を継続する場合、上司の承認を必要とする仕組みは、単に時間外勤務を許可するための手続ではなく、職員が抱えている業務量や業務の緊急性、特定の職員への仕事の集中を管理職が把握する機会になると考えます。

承認を行う際、管理職は業務の必要性をどのように確認し、仕事の優先順位の変更、期限の見直し、職員間の業務分担、他部署からの応援など、具体的な業務管理にどのようにつなげているのか伺います。併せて、午後9時以降も業務が続く原因を職員個人の能力や努力の問題とせず、組織上の課題として捉え、改善につなげることに、町の考えを伺います。

(3) 開庁時間及び閉庁時間の変更を試行的に実施中ですが、午後4時ごろから夕礼を行い、職員一人ひとりの業務状況や残業の必要性を確認しているとのこと。夕礼によって、誰が、どのような業務を抱え、その業務を当日中に行う必要があるのか、他の職員による応援が可能であるのかなどを共有することは、時間外勤務を個人の判断に任せず、組織として管理する上で意義のある取組であると考えます。本取組を通じて、職員と管理職の時間外勤務に対する意識、職員間の協力、業務の優先順位や進め方に、どのような変化や効果があったと認識しているのか伺います。また、夕礼の実施に限らず、終業前に職員の業務状況を確認し、必要に応じて業務を調整する仕組みを、今後の職場運営にどのように生かしていくのか伺います。

(4) 職員が、どのような業務に、どれだけの時間を要しているのかを把握し、業務量や業務の偏りが見える化することは、適正な労働時間管理に向けた一歩前進であると考えます。業務の見える化によって、特定の部署や職員への業務集中、繁忙期の偏り、重複している事務、見直すことのできる業務などを把握し、業務の削減や効率化、職員間の応援体制、適正な人員配置にどのようにつなげていくのか伺います。

また、長時間勤務や深夜勤務、業務の抱え込みは、睡眠不足や疲労の蓄積だけでなく、集中力や判断力の低下、心身の不調につながる可能性があります。労働時間の記録だけでは把握できない職員のストレスや心理的な負担について、管理職による日常的な声かけや面談、相談窓口、産業医などとの連携を含め、早期に把握し支援する体制をどのように構築しているのか伺います。併せて、適正な労働時間管理とメンタルヘルス対策を別々の取組とするのではなく、職員が安心して働き続けることのできる職場づくりとして一体的に進めることについて、町の認識と今後の取組を伺います。

<参考資料 1> 町施設の管理運営と指定管理者制度の活用について



▲令和5年第3回定例会一般質問で使用了キャプション

<参考資料2> 長時間勤務に伴う睡眠時間の減少について

ショートコラム 睡眠時間を確保する働き方

労働者が適正な睡眠時間を確保する上で重要なのは、労働時間との関係です。勤務時間が長くなるほど、睡眠時間は短くなる傾向があるため、疲労が蓄積します（図3）。労働時間と睡眠時間は関連が強く、米国民を対象とした1日の生活時間の大規模調査では、睡眠時間の短縮と最も強く関連していたのは勤務時間の長さで、次いで通勤時間を含む移動時間の長さでした³²⁾。我が国の労働時間と睡眠時間の関係についての調査研究でも、1日当たりの労働時間が7時間以上9時間未満の人を基準とした場合、男性の場合は睡眠時間が6時間未満になるリスクは、労働時間が9時間以上の人とは2.76倍、11時間以上の人とは8.62倍に著しく増加することが報告されています。女性の場合も、労働時間が9時間以上の人とは2.71倍、11時間以上の人とは5.59倍に増加することが報告されています³³⁾。さらに、時間外労働が1日当たり5時間を超えると睡眠時間は著明に短くなるとの報告もあり³³⁾、睡眠時間の確保のためには、長時間労働の是正等の労働時間の管理も重要です。

働き方改革では、休息時間を十分に確保するための試みとして、退勤から次の出勤までの間に一定時間以上の休息（インターバル）時間を確保する「勤務間インターバル」制度の導入が企業の努力義務とされています。日本の労働者を対象とした調査では、インターバル時間が12時間未満の者は、睡眠休養感の欠如、疲労感の増加、ストレスをより感じていることが報告されています³⁴⁾。勤務間インターバル制度は、長時間労働が生じやすく、交替制勤務等

の勤務形態が不規則になりがちな職種においては、睡眠時間を確保する上で有用である一方で、健康的な睡眠をとるためには、規則正しいスケジュールで睡眠時間を確保することも重要です。そのため、勤務間インターバルを活用するとともに、睡眠をとる時刻帯が日によって著しくずれることがないような工夫も、同時に取り入れることが望ましいでしょう。

また、平成27年の国民健康・栄養調査では、睡眠の確保の妨げとなっている要因として、男性は仕事、女性では育児・家事が上位に挙がっています³⁵⁾。睡眠時間を確保するために、会社等での仕事に加えて、育児・家事も適切に家庭内で分担しましょう。



図3 睡眠時間と労働時間の関連 (文献33より作成)

出典：厚生労働省「健康づくりのための睡眠ガイド2023」「睡眠時間と労働時間の関連」

▲説明 図では、時間外労働が増えるほど、1日に確保できる睡眠時間が短くなる関係を、次のように示しています。

月 45 時間の時間外労働：睡眠時間 7.4 時間

月 80 時間の時間外労働：睡眠時間 5.8 時間

月 100 時間の時間外労働：睡眠時間 4.8 時間

<参考資料3> 深夜勤務に及ぼす影響

深夜勤務が心身に及ぼす主な影響



出典：厚生労働省 e-ヘルスネット（睡眠・体内時計関連情報）

厚生労働省「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等を参考に独自作成

<参考資料4>適正な労働時間管理に向けた EBPM の活用について

■ EBPM とは

EBPM (Evidence-Based Policy Making : 根拠に基づく政策立案)

データや現場の声などの「根拠」を基に課題を把握し、目的を明確にした上で、取組を実施・検証し、改善や見直しにつなげる考え方です。

■ EBPM の基本サイクル

①課題把握	②原因分析	③改善実施	④効果検証	⑤見直し
勤務時間・業務内容・現場の声	なぜ残業や業務集中が起きるか	簡素化・統合・デジタル化・分担見直し	働き方・業務負担の変化を確認	継続・改善・縮小・廃止を判断

把握 → 分析 → 改善 → 検証 → 見直し を繰り返す

■ 東浦町職員の働き方に当てはめると

段階	把握・実施する内容	業務改善へのつながり
現状把握	午後 9 時の PC 終了、夕礼、時間外勤務、職員の声	どこで・なぜ業務負担が生じているかを見える化
原因分析	業務量、繁忙期、手続、会議、重複事務、業務分担	職員個人ではなく、組織・業務の構造として原因を整理
業務改善	簡素化、統合、デジタル化、委託、応援体制、人員配置	必要な業務に職員の時間を振り向ける
効果検証	働き方、業務の進み方、職員の負担感などを確認	取組が実際の改善につながったかを検証
改廃判断	必要性・効果を踏まえ、継続・改善・縮小・廃止	長時間勤務が生じる原因そのものを減らす

■ 目指す方向

EBPM は「残業時間を減らすための仕組み」ではなく、業務そのものを根拠に基づいて見直し、職員の心身の健康を守りながら、持続可能な行政運営と住民サービスの質の向上につなげる考え方として活用できます。

出典・参考：内閣府「内閣府における EBPM への取組」(公式ページ)

内閣官房 行政改革推進本部事務局「EBPM」関連資料

※本資料は、政府の EBPM の考え方を踏まえ、東浦町職員の働き方・業務改善への活用イメージとして筆者作成。



内閣府
Cabinet Office

English



検索

▼ 内閣府の政策

▼ 組織・制度

▼ 広報・報道

▼ 活動・白書等

▼ 情報提供

[内閣府ホーム](#) > [情報提供](#) > [内閣府におけるEBPMへの取組](#)

内閣府におけるEBPMへの取組

最終更新日：令和 8 年 4 月

EBPM(エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案)とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする事です。

政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものです。

内閣府では、EBPMを推進するべく、様々な取組を進めています。

出典：内閣府ホームページ

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 赤川 操恵

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 不登校児童生徒の学びの支援について

文部科学省は令和5年3月に、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」を公表し、大臣メッセージにおいては、「不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指す」と明確に示しています。しかし、その後に発表された「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等 生徒指導上の諸課題に関する調査」によれば、小・中学校の不登校児童生徒数は353,970人と過去最多を更新しています。さらに、そのうち約4割に当たる135,724人が、学校内外の専門機関による相談や指導などの支援を受けていないことが明らかとなりました。こうした状況は、国が掲げる「誰一人取り残されない学びの保障」と現場の実態との間に、依然として大きな隔たりが存在していることを示しています。

不登校児童生徒への支援については、学校への復帰のみを目標とするのではなく、児童生徒一人ひとりの状況に応じて、学習機会を確保するとともに、安心できる居場所や人とのつながりを保障することが重要であると考えます。

本町においても、教育支援センター「ふれあい教室」や校内外の支援など、様々な取組が進められていますが、支援を必要としながら既存の支援につながっていない児童生徒への支援については、今後さらに充実を図る必要があると考え、以下について伺います。

（1）本町における不登校児童生徒に対して、どのように支援を行っているか伺います。

（2）既存の支援につながっていない児童生徒に対しては、どのように対応しているか伺います。

(3) 国が進めてきた GIGA スクール構想により、児童生徒 1 人に 1 台のタブレット端末が整備されています。こうした教育環境を、登校が難しい児童生徒の学びの保障や、学校・友人・社会とのつながりを確保するためにも、より有効に活用していくことが重要であると考えます。

現在、不登校児童生徒に対して、タブレット端末をどのように活用しているか伺います。

(4) メタバース教育支援「ONE STEP みらい」の活用について

愛知県では令和 8 年度から「ステップステーションみらい」を開設し、その取組の一つとして、長期不登校の状態にあり校内外の支援につなげていない中学生を対象に、メタバース空間を活用した交流や双方向型オンライン授業、相談支援等を行う「ONE STEP みらい」を開始しています。

この事を踏まえて以下の点について伺います。

ア. 本町において対象となる可能性のある生徒や保護者に対して、どのように情報提供を行ったか伺います。

イ. この取組を今後、どのように進めていくか伺います。

ウ. 「ONE STEP みらい」が中学生を対象としている一方で、小学生には同様の支援はありません。

長期不登校の状態にあり、学校内外の既存の支援につなげていない小学生を支援の空白にしないため、メタバース教育支援を含めた学びや人とのつながりを保障する必要があると考えます。本町の考えを伺います。

(5) 不登校は、子ども本人だけでなく、保護者も大きな悩みや不安を抱えることになります。子どもの将来への不安や、学校との関係、家庭や地域との対応について、一人で悩みを抱え込んでいる保護者もいるのではないかと考えます。

不登校に関する保護者向けの相談窓口にはどのような窓口があるのか伺います。

2. ごみステーションの環境改善と家庭系ごみの減量目標達成にむけて

本町では、家庭から排出されるごみについて、分別や収集日、排出時間等のルールを定め、ポスター等で適正なごみ出しを呼びかけています。特に町公式 LINE では、ごみの分別検索や地域を設定することでゴミの収集日の前日と当日にお知らせ通知があり、出し忘れ防止に繋がっています。

一方で、ごみステーションにおいてカラスがゴミ袋を破って中身を散らかすなどの被害の声が寄せられています。ごみの散乱は周辺環境の悪化や悪臭など、衛生面において、地域住民の生活に影響を与えます。その上、飛散したゴミは収集業者によって回収されていますが、本来不要な作業です。

本町ではカラスによるごみの散乱を防ぐため、各ごみステーションにカラス除けネットを使用していますが、十分な対策に繋がっているとは言えない状況であると考えます。地域住民によるごみステーションの管理負担にもつながることから、住民への啓発だけではなく、ごみが荒らされにくい環境そのものを整えていくことが重要と考え、以下の点について伺います。

(1) ごみ出しルールの周知と実効性について

ア. 本町では、収集日当日の午前8時までにごみを出すことや、ごみステーションのネットの内側にごみを確実に入れることなどを周知していますが、ルールが守られていない事例や、周知方法の効果について、町はどのように把握しているのか伺います。

イ. 単にルールを周知するだけではなく、住民が正しいごみ出しを自然に行いやすくするため、表示方法や情報提供の方法を工夫するなど、行動変容につながる取り組みを進める考えについて伺います。

(2) ごみステーションにおけるカラス対策について

ア. カラスによるごみの散乱被害の状況把握と対策について、本町の考えを伺います。

イ. 現在のカラスよけネットによる対策について、十分な効果が得られていると認識しているのか伺います。

(3) 家庭系ごみの減量目標の達成へむけて

現在、東浦町一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）に基づき、可燃ごみの減量が進められています。本計画では、本町の1人1日当りの家庭系ごみの排出量を429g以下にすることを目標としています。2018年度からの推移は、2018年度558g、2019年度473g、2020年度489g、2021年度476g、2022年度469g、2023年度448gと減量が続き、2028年度目標の429gまで後少しのところまで来ています。毎年の組成調査の結果から資源ごみの取り組みとして、2023年6月からミックスペーパーの回収開始、10月から製品プラスチックの回収開始、2025年11月から生ごみ処理機の貸し出し事業等、様々な事業が展開され、可燃ごみそのものを減らす取り組みが進められると同時に、住民の皆様のご協力の結果だと考え、以下の点について伺います。

ア. 今後さらに実効性のある取り組みとするためには、町民にも分かりやすい具体的な数値目標を設定し、進捗を公表していくことが重要と考えますが見解を伺います。

イ. 住民の皆さんが日々ゴミの減量に取り組みやすい具体的な方法の周知について伺います。

ウ. 先日、生涯学習出前講座で「ごみの分け方・出し方」を受講しました。参加された方は、「分別方法がわかってよかった」、「燃えるゴミで捨てていたが分別を試みようと思う」などの声が聞かれとても好評でした。東浦町は資源ごみの分別が進んでいますので、住民の方への理解の促進のために、出前講座と併せてごみの出し方講座を定期的に行ってはとありますが、見解を伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 間瀬 宗則

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 名古屋半田線、知多刈谷線の道路工事の現況は！

緒川新田まちづくりの中心事業となる都市計画道路名古屋半田線（以下「名古屋半田線」という。）及び都市計画道路知多刈谷線（以下「知多刈谷線」という。）については、議会定例会の一般質問で何度も取り上げてきました。

道路整備の経過として、知多刈谷線については「道路計画及び用地測量説明会」を平成30年11月18日に開催、名古屋半田線については「事業概要及び測量説明会」を令和2年1月26日に開催、「道路計画及び用地測量説明会」を令和4年5月16日、17日に開催して以降、県と町が連携して知多刈谷線と名古屋半田線の2つの幹線道路の用地交渉が進められていると認識しています。

令和7年12月定例会一般質問の答弁で、名古屋半田線においては、本町と阿久比町を含めた取得済み用地の面積割合は8割を超えており（令和7年10月末時点）、おおむね順調に推移しています。また、知多刈谷線においては、本町と知多市を含めた取得済み用地の面積割合は8割を超えており（令和7年10月末時点）、引き続き用地取得を進めるとのことでした。名古屋半田線は令和8年度から工事に着手できるよう道路詳細設計を進め、完成予定時期は令和11年度末、知多刈谷線は用地取得とともに知多市側から道路築造工事を順次進めており、完成予定時期は令和12年度末とのことでした。

令和8年6月11日の愛知県への建設事業総合要望会では、名古屋半田線については重点要望箇所として整備効果を早期発現させるための効果的、効率的な整備を要望してきた経緯などを踏まえて、以下9点について質問します。

《名古屋半田線》

（1）名古屋半田線の用地取得について最新の状況を伺います。

(2) 名古屋半田線（延長約 2.4 km で東浦町が約 1.2 km、阿久比町が約 1.2 km、道路幅員 22m、4 車線で中央分離帯あり、信号交差点 4 箇所設置）は、建設事業総合要望会において「東浦町、阿久比町の両町にまたがるバイパス区間の中程から令和 8 年度より工事着手していく」との説明がありました。令和 8 年度に着手する工事内容の詳細を伺います。また、その工事はいつから、どの場所から、どのような工程で行われるのか伺います。

(3) 令和 8 年度の工事着手にあたり住民への説明、周知はどのように考えているのか伺います。

(4) 道路築造工事はいつから、どここの場所から始まるのか伺います。また、道路築造工事が始まる前に道路計画の詳細、工事スケジュール、工事中の道路規制や安全対策などについて住民説明会の開催を要望してきました。町としても工事区間の一部は、生活道路が入り組んだ住宅地に位置し、道路交通の影響が大きいことが予想されるため、住民説明会の実施を愛知県に働きかけていくとのことでしたが、住民説明会の開催について県との調整結果を伺います。

《知多刈谷線》

(5) 知多刈谷線の用地取得について最新の状況を伺います。

(6) 知多刈谷線（延長約 1.2 km、2 車線、知多市の市道池下線から名鉄河和線を道路高架で跨いで名古屋半田線まで）は知多市内の道路築造工事が始まっているが、東浦町内の工事はいつ始まるのか伺います。

(7) 東浦町側工事前の住民説明会の開催について県との調整結果を伺います。

(8) 道路計画及び用地測量説明会では、道路計画図の配布がなかったため配布することを要請するのか、及び知多市側路上には「知多刈谷線完成イメージ図」の大きなパネルが設置されていますが、東浦町側に設置するよう愛知県に働きかける考えはあるのか伺います。

《共通》

(9) 道路の完了予定時期は、名古屋半田線は令和 11 年度末、知多刈谷線は令和 12 年度末とのことでしたが、変更はないのか伺います。

2. 住民参加による「災害時電源ネットワークづくり」の推進を！

近年、地震や台風などの自然災害が頻発・激甚化する中で、「停電」が長期化する災害が実際に発生しています。令和 6 年の能登半島地震では、停電地域の多くは数日から 1 週間、一部地域では 1 か月にわたる停電が続き、住民の生活に深刻な影響を与えました。また、令和元年の房総半島台風では、台風という一時的に思われがちな災害でありながら、2 週間以上停電が続いた地域もあり、猛暑の中で自宅に取り残された高齢者や要配慮者の健康被害、いわゆる災害関連死が社会問題となりました。

経済産業省資源エネルギー庁は、日本の電力供給について、世界的に見ると、年間の停電回数が少なく、また停電時間も短いことから、世界でも極めて高い供給信頼度を維持していると評価しています。しかし、今まで経験した大規模災害では長期停電が発生していることから、大規模災害発生時の停電は「数時間から 1 日程度で復旧するもの」ではなく、数日から数週間、場合によってはそれ以上に及ぶという現実的なリスクとして、長期停電への備えが防災対策の重要課題の一つと位置付ける必要があります。

本町においても、令和元年 12 月定例会でプラグインハイブリッド車の活用を提案してから、防災意識の高いまちづくりを進める中で、電動車両を「動く電源」として活用する取組や、電源供給協力車の登録制度が進められてきました。登録件数が 174 件（令和 7 年度末）に達していることは、大変心強いものです。しかし一方で、大規模災害時に、その登録が実際にどのように生かされ、誰が、どこで、どのように助け合うのかという仕組みは、まだ十分に見えていないのではないのでしょうか。

避難所だけでなく、在宅で支援を必要とする方々を地域全体で守るためには、行政だけでなく、住民一人ひとりが「電源を使う側」から「電源を支える側」にもなれる、実効性ある住民参加による「災害時電源ネットワークづくり」が不可欠だと考えます。

そこで、これまでの取組をさらに一步前進させ、登録制度を“実際に機能する仕組み”へと進化させるため、以下5点について質問します。

(1) 次世代自動車購入費補助金の申請時に大規模災害等の電源供給協力車登録申請書を任意で提出してもらった件数が174件(令和7年度末)とのことです。登録いただいた方のフォローをどのようにしているか伺います。

(2) 登録制度を実際に機能するために、現在登録されている方や、今後登録する方に対して、どのような仕組みで活動するのか説明資料などを作成して周知する考えについて伺います。

(3) 町の総合防災訓練で実証訓練することについて町の見解を伺います。

(4) 実際の活動には燃料が必要不可欠となるため、町の緊急対応車両と同様に燃料の優先供給が受けられるような配慮が必要と考えますが、町の見解を伺います。

(5) 停電時における避難所の電源は非常用発電機が配備されていますが、電源容量・停電時間を考慮すると、複数の電源を確保することが重要と考えます。住民参加の町全体で助け合う「災害時電源ネットワークづくり」の取り組みについて町の見解を伺います。

令和 8 年 8 月 19 日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 久松 純志

一 般 質 問 通 告 書

令和 8 年第 3 回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 本町のまちづくりで都市基盤整備に求められているものとは。

東浦町の人口は、東西の鉄道沿線に偏在し、2020 年時点で町域の 18.5%の土地に人口の 69.5%が居住しています。2020 年に策定された、東浦町都市計画マスタープラン（以下、「本計画」という。）は第 6 次東浦町総合計画や愛知県が定める知多都市計画区域マスタープランに即した計画です。市街化区域内で歩いて暮らせるコンパクトなまちを目指し、鉄道各駅周辺の中心市街地に人口や社会資源が集約されているように思われます。そして、それを維持していくことにより、持続可能な町や社会が形成されていくと考えます。本計画の 6 つの都市づくりの目標で示されているとおり、まちづくりとは、安全・安心な生活空間の創出や利便性の確保・向上等を求めるものであり、常に、人やモノが動くことにより町が活性化し、好循環を作り出せると考えます。

本計画は計画期間を 10 年とし目標年度を 2030 年度としています。本町は、2028 年には町制 80 年を迎え、町内外から多数の方々が訪れることが期待されるため、本計画が示す、「住みたい」「住み続けたい」をアピールする絶好の機会となると考えます。本計画も計画の半分を経過し、今後の町の発展のために、現状と今後の展開及び課題について、土地利用・道路整備・公共交通の 3 つの観点から、以下のとおり質問します

（1）本計画の土地利用の方針について

土地利用構想図が作成され区域分けされた、各整備状況と今後の展望について以下のことを伺います。

ア. コンパクトなまちの形成であっても、まちの活力と発展のため、産業・企業等の誘致は必要であると考えます。本計画策定後の工業検討地、新産業地、既存工業地の土地利用の現状と成果、今後見直すべき事項と 2030 年度に向けた見解を伺います。

イ. 既存住宅地の整備の方針、住宅検討地の土地利用の推進の現状と今後の整備方針について見解を伺います。

(2) 活性化の軸となる道路整備の現状について

コンパクトなまちづくりを目指すことは、現状を維持するだけや町の活性化を阻害するものであってはなりません。そこで以下のことを伺います。

ア．自動車専用道路（名古屋三河道路）や主要幹線道路（都市計画道路衣浦西部線・都市計画道路名古屋半田線）は本町だけで対応するものではなく、広域的連携が必要と考えます。主要道路ができ、それに接続する道路ができることにより地域の賑わいが生まれ、人の流れができると想定されます。計画道路が整備完成すれば沿線のみならず、周辺地域への影響は計り知れないことが推測されます。今後の事業の見通しについて伺います。

イ．幹線道路の整備について、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路のうち、現在、整備が進められている道路について、進捗状況を伺います。

ウ．「都市計画道路の整備にあたっては、社会情勢を的確に把握し、整備の優先順位を検討します。また、都市計画決定後、長期間未整備である都市計画道路については、必要に応じて見直しを検討します。」と本計画に記載がありますが、現状に対する見解を伺います。

(3) 公共交通の利便性の向上について

ア．本町の市街地は JR 武豊線沿線と名鉄河和線沿線の東西 2 つに分かれており、それをつなぐ利用価値の高い、公共交通の役割は重要であると考えます。本計画にも活発な交流を促す交通体系の確保がうたわれています。これまでの事業の成果と現状について伺います。

イ．公共交通には町運行バスだけでなく、多様な移動手段を想定し、検討されていることは認識しています。今後も、持続可能で利便性の高い公共交通を維持発展させるための具体的内容について見解を伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 山下 享司

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 主要地方道「名古屋碧南線」の橋梁架け替え工事の進捗について

本事業は約10年以上前から計画されており、東浦町と刈谷市を隔てる河川に架かる「緒川橋・境川橋・逢妻橋・市原橋」の4橋を含む主要地方道名古屋碧南線は、本町と刈谷市をはじめとする西三河地域を結ぶ極めて重要な幹線道路です。

しかし、緒川地区から境川・逢妻川を渡り刈谷市へ至る区間におけるこれら4橋の架け替え工事については、東浦町も毎年、愛知県に要望書を提出しているものの、著しい事業の進捗がみられない状況が続いています。

そのため、多くの住民からは「長年計画があるものの、目に見える進捗がなく頓挫しているのではないか」といった不安や疑問の声が寄せられています。

この路線は、交通安全の確保や地域経済の活性化に資するだけでなく、災害時には避難や物資輸送を支える重要なルートとなることから、一刻も早い整備が強く求められる、まさに地域の生命線となる道路です。

そこで、以下について質問いたします。

(1) 本事業の概要について伺います。

(2) 現在、愛知県により用地買収が進められていると思われませんが、用地買収の全体的な進捗状況に加え、東浦町側および刈谷市側それぞれの進捗状況を伺います。

(3) 本事業の早期整備に向け、東浦町が毎年愛知県へ継続的に要望を行っている前向きな姿勢については、高く評価しております。一方で、用地買収は必ずしも順調とは言えず、工事着手の見通しも不透明な状況と認識しております。本事業の推進には

刈谷市の協力が不可欠とも考えますが、現状における両市町の連携状況や、情報共有の取組について伺います。

(4) 本事業の今後のスケジュールについて伺います。

(5) 本事業予定地については、既にパチンコ店やラーメン店の立ち退きが完了していることが確認できます。地権者との用地買収などの交渉は、難しい業務と認識していますが、用地買収や物件移転について、現在どのような課題があるのか伺います。

2. 不登校児童・生徒に温かい支援を。

文部科学省は、不登校を「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義しています。

昭和時代では、「学校ぎらい」を理由とした欠席を範囲としていましたが、平成10年以降「不登校」という言葉に置き換えられ、「学校に通いたいけど通えない」子供たちまでを含めるものとなりました。

2024年度の文部科学省の調査では、小・中学校における不登校児童・生徒数は全国で35万3970人と過去最多を更新し続けており、約26人に1人が該当します。主な要因として、生活リズムの乱れ、不安・抑うつ、無気力などが挙げられます。

不登校児童・生徒の保護者の方々は、精神的に悩んでおられ、藁にも縋る思いでおられると思います。

そこで児童・生徒を支える支援施設等について質問します。

(1) 本町における過去3年間の小学校および中学校それぞれの不登校児童・生徒数の推移と、その主な要因について伺います。

(2) 一概に不登校といっても、学年や時期によって課題は異なると考えます。町が把握している中で、特に不登校の傾向が顕著に表れる学年や、増加する時期について、本町の分析を伺います。

(3) 不登校児童・生徒が学校復帰だけをゴールとせず、安心して過ごし、社会的な自立を目指すための「居場所」が不可欠です。

そこで伺います。

ア. 本町が中学校に設置した校内教育支援センターの昨年度の利用状況について伺います。

イ. 小中学校に配置しているスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置状況を伺います。また、配置したことによる成果を伺います。

(4) 公的な施設だけでなく、民間フリースクールやオルタナティブスクールも不登校の子どもたちの重要な受け皿になっています。

そこで質問します。

ア. 本町では、どのような種類の施設がいくつあるのか伺います。

イ. 昨年度における本町の児童生徒による利用状況とその成果を伺います。

ウ. 民間フリースクール等の利用には保護者の経済的負担が伴います。他自治体では利用料、交通費を補助する先進的な事業が始まっています。

本町として保護者の経済的負担の軽減に向けた支援があるか伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 山田 眞悟

一 般 質 問 通 告 書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告します。

質 問 要 旨

1. 副首都法は歓迎できるものかどうか町の見解を求めます。

副首都構想関連法が国会で採択され、愛知県の大村秀章知事が「条件は全てそろっている。オール愛知でしっかりと準備を進めていく」と副首都指定を目指す意向を正式に表明した（中日新聞 2026 年 7 月 25 日付朝刊一面）ことを踏まえ、この法律の制定を東浦町として歓迎できるものと受け止めているか、また今後の政治動向にどのように対応していくのか、町の見解を伺います。

2. 町長の政策指針「東浦町をアップデート！ ～ここから、未来へ～ ロードマップ」の進展について、順調良く進んでいるのか伺います。

「東浦町は多くの可能性を秘めた、ポテンシャルがある素晴らしいまちです。このポテンシャルを最大限に発揮するためには、このまちに住み、このまちで働く人たちを守る町政を未来に向けてアップデートしなければなりません。」と示し、8項目にわたってロードマップを掲げ3か年度を過ぎようとしています。

一期目の最終章に至る来年度予算編成に向けて現時点での到達状況を伺います。今回は8番目に掲げた、「国・県と連携してまちをアップデート」の進展具合・到達度を伺います。

(1) まち・ひと・しごと創生では、人口減少対策はどうであるか将来展望はどうか伺います。

(2) 役場機能の強化・活性化の提起、カムバック採用状況、愛知県への職員派遣実態、子育て部分休暇の導入実態を伺います。

(3) 「職員がどこでも働ける環境をつくり、地域に飛び出します。」について、その状況を伺います。

(4) 役場機能の強化・活性化を掲げ、「必要な人材の確保と外部人材の積極的な活用を進めます。」と示しています。その実態を伺います。

(5) 職員の町内居住手当増額の実態を伺います。

(6) 近年の新規採用状況を伺います。

(7) 昨年度と今年度の課長補佐級以上の退職者数を伺います。

3. 稲を食い荒らすジャンボタニシの駆除とコメ収穫被害救済補助を求めます。

緒川字昭和一区、昭和二区地内の水田に「スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)」が大量に発生しています。稲を食い荒らすタニシで、駆除するには人力と薬剤散布の方法がとられています。今年も農業共済での救済措置を求めているようですが、被害に見合った保証が付くかどうかかわかっていません。以前補助されていたように今年度も町からの補助制度を求めますが見解を伺います。

令和8年8月19日

東浦町議会議長 殿

東浦町議会議員 大川 晃

一般質問通告書

令和8年第3回東浦町議会定例会の質問を次のとおり通告いたします。

質 問 要 旨

1. 資源ごみ盗難防止対策について～町民の協力で集められた資源を守るために～

東浦町では資源循環の推進及びごみ処理費用の軽減を目的として資源ごみ回収を実施しています。その中のアルミ缶は売却収入が得られる貴重な資源であり、町民が分別に協力することで町の財源にも寄与しているものと思われます。

しかし最近、資源ごみステーションからアルミ缶が繰り返し持ち去られる被害が発生しています。石浜地区でも3回連続で盗難が発生し、環境課が警察へ被害届を提出する事態となっています。

これは単なる資源ごみの盗難ではなく、町民が分別した資源と町の財産が盗まれている重大な問題であると考えています。そこで、資源ごみの盗難防止対策について伺います。

(1) 近年のアルミ缶盗難件数及び被害額をどのように把握しているか。また、町の資源売却収入への影響をどのように認識しているか伺います。

(2) 住民が資源ごみステーションへ排出したアルミ缶は、町の所有物になるとの認識でよいか、また町の財産が継続して窃盗被害を受けていることについて、町はどのような危機感を持っているか伺います。

(3) これまで盗難防止のために、半田警察署や回収業者との連携、防犯啓発やパトロールなど、どのような対策を講じ、その効果をどう評価しているか伺います。

(4) 盗難防止対策として、次のような取組を検討する考えはないか伺います。

- ①防犯カメラの設置又は設置支援
- ②「資源物持ち去り禁止」の警告看板設置
- ③回収時間・排出時間の見直し
- ④盗難多発箇所の重点監視
- ⑤他市町との情報共有

(5) 位置情報機器を活用した実証や、警察への情報提供体制を構築する考えはないかを伺います。

(6) 他自治体では資源ごみ等の持ち去り防止条例を制定しているところもありますが、本町としての見解を伺います。

2. 高齢者エアコン設置補助事業の成果検証と支援対象の拡充について

近年、猛暑が常態化し、熱中症による救急搬送や死亡事例が全国的に増加しています。そのような中、本町では令和8年度から、高齢者世帯を対象としたエアコン設置補助事業を新たに開始しました。

当初は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として350台分を見込み、その後、申請が想定を上回ったことから、財政調整基金を活用して550台分を追加し、事業を継続しました。

一方で、当初9月末までとしていた申請期限は、補正予算において7月15日までへ前倒しされました。これは本格的な暑さの前に設置していただくという目的によるものですが、その影響についても検証する必要があると考えます。

また、仮に予算が残るのであれば、期限延長や支援対象の拡充についても検討する余地があると考え、以下について伺います。

(1) 事業の実績について

ア. 申請件数、交付決定件数及び不交付件数は何件か伺います。

イ．執行残額はどの程度見込んでいるのか伺います。

(2) 事業効果について

ア．本事業による熱中症予防効果について町はどのように評価しているか伺います。

イ．利用者からどのような意見や評価が寄せられているか伺います。

(3) 申請期限について

ア．期限短縮により申請できなかった、又は相談があった件数を把握しているか伺います。

イ．期限短縮による課題はなかったと考えているか伺います。

(4) 今後の制度運用について

来年度以降は、町単独事業として継続する考えはあるか伺います。

(5) 支援対象の拡充について

本事業は、高齢者の熱中症リスク軽減を目的として実施され、多くの申請があったことから補正予算まで計上され、町民ニーズの高い事業であったと考えます。

一方、近年では熱中症は高齢者だけでなく子どもにも大きな健康被害を及ぼしており、子どもの熱中症対策も重要な課題となっています。

今回のエアコン設置補助事業の成果を踏まえ、今後は高齢者世帯に限らず、対象を拡大して実施する考えはないか、本町の見解を伺います。